

押印（訂正印・捨印）は全て同じ印を使用してください。

# 入居住宅に関する状況通知書

## 記入例

表面は貸主様又は不動産媒介業者様が全て記入してください。裏面に、本人記載欄有。

1. 下記の  
2. 暴力団員  
また  
公署か  
新宿区長
- 法人の場合は、**  
① 代表者の役職名・氏名を記入し、  
② 代表者印（代表取締役印）を押印してください。  
③ 代表者印（代表取締役印）が、押印できないときは、現在の社判と代表者の私印を押印してください。（社判のみは不可）

令和 年 月 日

不動産媒介業者等  
(商号又は名称) ●●不動産  
(代表者名) 代表取締役 ●● ●● 印  
(所在地) 〒 ●●●●-●●●●  
(担当者等) 氏名 ●● ●● 所属 営業  
電話番号 ●●●●●-●●●●●



捨印

【入居者】欄以下についても、貸主様又は不動産媒介業者様が記入してください。  
※訂正が生じた場合は、修正液は使用せず、訂正印を押してください。

※貸主が記入する場合は、氏名、所在地、電話番号のみを記載してください。

捨印を押印してください。軽微な訂正の際に使用させていただきます。（貸主様又は不動産媒介業者様へご一報を入れた上で使用します。）

しないことの確認事項)  
生活困窮者自立支援制度に係る自治体事務マニュアル第6の13(3)I.①  
る「暴力団員（暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者）による不動産取引を媒介する不動産媒介業者等」でないこと

### 入居者

フリガナ氏名	新宿 太郎
生年月日	昭和・平成●●年 ●月 ●日
同居状況	○ 単 身 ・ 複 数 ( 名 )
入居開始年月日	昭和・平成 ●●年 ●月 ●日

### 入居している賃貸住宅

名称	新宿区役所ハウス
所在地	新宿区新宿●丁目●番●号 ●●●●号
家賃	●●●●●円

共益費・管理費を除いた金額

※住居確保給付金は、新宿区から貸主様又は貸主様から委託を受けた事業者様へ直接振込みますので、必ず記入してください。  
※振込口座は原則、賃貸借契約書等に記載のある口座と同一にしてください。異なる場合は、後日確認させていただきます。

住宅扶助に基づく額（限度額：●●●●円）を上限

限度額については、新宿区で記入します。

ないため、家賃には含めずに記載。

### 振込口座

住居確保給付金の振込先	貸主又は貸主から委託を受けた事業者の振込口座 ※(注)申請者の個人口座ではありません	フリガナ	●●●●●
		口座名義	●●●●●
		金融機関名	●●銀行
		支店名	●●支店
		口座種別	○ 普 通 ・ 当 座
		口座番号	●●●●●-●●●●●

こちらの裏面のみ、  
申請者本人が記入

(住居確保給付金支給申請者 本人記入欄)

入居している賃貸住宅は上記のとおりです。

私の個人情報、住居確保給付金の支給を行うために必要となる範囲内で、都道府県等、公共職業安定所および社会福祉協議会の間で相互利用されることについて同意します。

住居確保給付金の支給は、原則として、貸主又は貸主から委託を受けた事業者等の口座へ振り込まれることにより、私への支給となることについて同意します。

令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日

申請者本人が記名します。

氏名.....新宿 太郎.....  
住所.....新宿区●●●●●●.....  
電話番号.....●●●●-●●●●.....

(注意事項)

住居確保給付金支給申請者は、賃貸住宅の賃貸借契約の写しを添付して、この通知書を生活支援相談窓口（新宿区福祉部生活支援担当課）に提出してください。

(参考) 生活困窮者自立支援制度に係る自治体事務マニュアル (抄)

第6の13(3)I. 暴力団員等と関係を有する不動産媒介業者等の排除

暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者(以下「暴力団員等」という。)と関係を有する不動産媒介業者等であることが確認された場合は、当該不動産媒介業者等に対し、当該不動産媒介業者等が発行する「入居(予定)住宅に関する状況通知書」を受理しない旨を書面により通知し、以後、「入居(予定)住宅に関する状況通知書」を受理しないものとする。

なお、暴力団員等と関係を有する不動産媒介業者等とは次のいずれかに該当するものをいう。

- ① 法人の役員又は営業所若しくは事務所の業務を統括する者その他これに準ずる者(以下、「役員等」という。)のうち暴力団員等に該当する者のいる不動産媒介業者等
- ② 個人で営業所又は事務所の業務を統括する者その他これに準ずる使用人のうちに暴力団員等に該当する者のいる不動産媒介業者等
- ③ 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその補助者として使用するおそれのある不動産媒介業者等
- ④ 暴力団員等がその事業活動を支配する不動産媒介業者等
- ⑤ 暴力団員等が経営に実質的に関与している不動産媒介業者等
- ⑥ 役員等が自己若しくは第三者の不正の利益を図り又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団の威力又は暴力団員等を利用するなどしている不動産媒介業者等
- ⑦ 役員等が暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している不動産媒介業者等
- ⑧ 役員等又は経営に実質的に関与している者が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している不動産媒介業者等
- ⑨ 暴力団員等である個人、又は役員等が暴力団員等である法人を、その事実を知らず、不当に利用するなどしている不動産媒介業者等

[暴力団とは、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」(平成3年法律第77号)第2条第2号にあるとおり、「その団体の構成員(その団体の構成団体の構成員を含む。)が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体」を指します。]